

鬼北町分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定めるもの 量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定めるものの量の見込みの算定方法 (法第8条第2項第4号)	6
10. 分別収集を実施するものに関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	8

鬼北町分別収集計画

平成22年 5月21日

平成24年 2月 1日 改正

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当町の最終処分場は残余容量が3年分程度であるため、その後の対応について早急に協議を進めなければならないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場の延命化が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・廃棄物適正処理を推進し、地域環境を保全
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ容器・発砲スチロール製容器のみ）を対象とする。

また、飲料用紙製容器、紙製容器包装（段ボール以外）、プラスチック製容器包装（上記以外の容器包装）については、計画見直し時点で廃棄物の排出状況を考慮した上で取り扱いを検討する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：トン)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	563.25	555.48	547.81	540.25	532.80

各年度における容器包装廃棄物の種類別の排出量の見込み

(単位：トン)

品目名		年度				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
金属	スチール製容器	28.70	28.30	27.91	27.53	27.15
	アルミ製容器	13.82	13.63	13.44	13.26	13.07
	小計	42.52	41.93	41.35	40.78	40.22
ガラス	無色のガラス製容器	70.67	69.69	68.73	67.78	66.85
	茶色のガラス製容器	65.42	64.52	63.63	62.75	61.88
	その他の色のガラス製容器	18.49	18.23	17.98	17.74	17.49
	小計	154.58	152.45	150.34	148.27	146.22
紙類	飲料用紙製容器	7.97	7.86	7.75	7.64	7.54
	段ボール	76.18	75.13	74.09	73.07	72.06
	その他の紙製容器包装	87.71	86.50	85.31	84.13	82.97
	小計	171.86	169.49	167.15	164.84	162.57
プラスチック	ペットボトル	40.75	40.19	39.63	39.09	38.55
	白色トレイ	3.86	3.81	3.75	3.70	3.65
	その他のプラ製容器包装(トレイを含まない)	149.68	147.61	145.58	143.57	141.59
	小計	194.29	191.61	188.96	186.36	183.79
合計		563.25	555.48	547.81	540.25	532.80

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、消費者、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。また、各種団体等にも積極的な協力を呼びかけてリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、消費者、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

事業者との連携を図り、商品の過剰包装の抑制を呼びかけると共に、消費者には簡易包装を求める意識の啓発を図る。また、使い捨て容器の使用自粛、紙パック・トレイ容器の回収や環境にやさしい商品の開発等を要請する。

・リターナブル容器等の利用推進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品を積極的に利用するよう啓発を図る。

・リサイクル商品普及活動

各種イベント等でのリサイクル商品の展示・提供及びグリーン購入についてのPR活動を行う。

行政が率先してリサイクル品を利用することによって、資源再利用に対する住民意識の向上を図る。

・その他の排出抑制策

生ごみ処理機購入費補助・買い物袋の持参運動・ごみ減量に関するポスター展及び町内各地区での座談会による意見の収集を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表（左欄）のように定める。

また、住民の協力度、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表（右欄）のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製容器 (無色・茶色・その他の色)	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又は醤油を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装 (白色トレイのみ)	白色トレイ容器
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの (ペットボトル・白色トレイ以外)	白色の発砲スチロール製容器

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	15 t		16 t		16 t		15 t		15 t	
主としてアルミ製の容器	9 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
無色のガラス製容器	(合計) 26 t		(合計) 25 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 26 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 25 t	(引渡) 24 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 24 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 24 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 35 t		(合計) 33 t		(合計) 32 t		(合計) 32 t		(合計) 31 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 35 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 33 t	(引渡) 32 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 32 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 31 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 8 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 8 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 7 t	(引渡) 7 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 7 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 7 t	(独自処理) 0 t
主として段ボール製の容器	36 t		35 t		34 t		33 t		33 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 19 t		(合計) 17 t		(合計) 16 t		(合計) 16 t		(合計) 16 t	
	(引渡) 19 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 17 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 16 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 16 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 16 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2.02 t		(合計) 1.77 t		(合計) 1.74 t		(合計) 1.72 t		(合計) 1.70 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 2.02 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1.77 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1.74 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1.72 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 1.70 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0.83 t		(合計) 0.68 t		(合計) 0.67 t		(合計) 0.66 t		(合計) 0.66 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.83 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.68 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.67 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.66 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0.66 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、5年前の平成18年度から集計。どの年度も前年度比99%を切りほぼ同じ減少率だったため、平均減少率の98.62%を使い、次のように設定した。

推計人口

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
11,778人 (対前年度比) 98.53%	11,615人 (対前年度比) 98.62%	11,454人 (対前年度比) 98.62%	11,295人 (対前年度比) 98.62%	11,139人 (対前年度比) 98.62%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本町から排出される容器包装廃棄物の分別収集は、現行の収集体制を活用して行い、下表のとおりとする。

スチール・アルミ缶については、缶類として収集したものを宇和島地区広域事務組合鬼北環境センターにおいて分別（選別）・保管、ガラスびん（無色・茶色・その他の色）についてはガラスびんとして環境保全課で分別（選別）し保管する。

ペットボトルについても、ペットボトル類として収集したものを宇和島地区広域事務組合鬼北環境センターにおいて減容・結束し、保管する。

段ボールについては、収集委託業者が処理する。

また、白色トレイについては、当面は本町が収集し業者委託で処理する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール缶	缶	委託業者による定期収集	事務組合
	アルミ缶			
ガラス	無色ガラス	ガラスびん	委託業者による定期収集	鬼北町
	茶色ガラス	ガラスびん	委託業者による定期収集	鬼北町
	その他の色のガラス	ガラスびん	委託業者による定期収集	鬼北町
紙類	段ボール	段ボール	委託業者による定期収集	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	事務組合
	プラスチック製容器包装（白色トレイのみ）	白色トレイ容器包装	鬼北町が直接収集	民間業者
	上記以外のプラスチック製容器包装	発砲スチロール製容器包装	鬼北町が直接収集	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6

分別収集の用に供する施設の整備に関する事項は下表のとおりとする。

排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設、体制を利用するものとする。

分別収集の用に供する施設整備概要

分別区分	容器包装廃棄物	収集容器	収集機械	中間処理
缶	スチール・アルミ	ドラム缶	パッカー車	鬼北環境センター 選別・圧縮施設
ビン	無色・茶色 その他の色	ドラム缶	パッカー車	鬼北環境センター 破砕
段ボール	段ボール	縛る	平ボディ車 パッカー車	民間業者保管庫
ペットボトル	ペットボトル	キャリー	パッカー車	鬼北環境センター 減容・圧縮施設
トレイ容器	白色トレイ	収集ボックス	軽トラック	民間業者保管庫
発砲スチロール容器	発砲スチロール容器	収集ボックス	軽トラック	民間業者保管庫

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑、且つ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制の整備に努める。

また、自治会等住民団体による集団回収を促進するため積極的な支援活動を行う。